

今月のテーマ ● 「みなし繰下げ制度」をご存じですか？

2023年度以降に71歳になった方に朗報です。それ以前の方は対象外になります。年金制度改正により、2022年4月から年金受給開始年齢の上限が70歳から75歳までに引き上げられました。年金を受ける権利は、権利が発生してから5年を経過したときは、時効によって消滅します。改正前の繰下げ受給は70歳が上限だったため、70歳までに請求をすれば、時効の消滅はありませんでした。

しかし、改正によって75歳になったことで、70歳以降に繰下げ受給を選択しない(=本来受給の請求をする)場合は、請求時点で5年以上前の分の年金は時効により消滅します。つまり、65歳の時に何もしないで、72歳まで年金を受け取らずにいると、2年分が消滅してしまうのです。

● そもそも繰下げ受給とは

65歳以後から75歳まで遅らせて受け取ることができる制度です。この制度のメリットは、66歳到達以降に手続きをした翌月から、受け取る年金が1か月ごとに0.7%ずつ増え、75歳まで繰下げた場合は受給率が84%増額します。しかし、年齢を重ねるにつれて体が不自由になったり、病気になったりと急にお金が必要になり、年金を一括請求した時に損をしてしまう可能性があります。年金受給を遅らせていたのに65歳で受け取るときと同額の年金しか貰えないなら繰下げ受給しないほうが良いと考える人もいます。そこで今回紹介するみなし繰下げ制度です。

お問い合わせ | コープぎふ LPAの会事務局 TEL 058-370-6713 月～金曜日 9時～17時(土日休み)

LPA
なかむら みさ
中村 美佐 さん



● みなし繰下げ制度(2023年4月1日施行)とは

70歳到達後に繰下げ申出をせずにさかのぼって年金を受け取ることを選択した場合でも、請求の5年前の日に繰下げ申出したものとみなし、増額された年金の5年間分を一括して受け取ることができるようになります。対象者は次のいずれかに当てはまる人です。

- 昭和27年4月2日以降生まれ(令和5年3月31日時点で71歳未満)
- 老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給権取得日が平成29年4月1日以降

みなし繰下げ制度により、制度対象者が72歳になったときを例に考えてみましょう。この制度を利用すると5年前の67歳に繰下げ受給の請求があったとみなされます。65歳から67歳の2年分増額された年金(0.7%×24か月=16.8%)の67歳から72歳まで5年分が貰えるとともに、一括受給した以後の年金も5年前の繰下げ受給(今回の場合16.8%)の増額率で受給可能となるのです。もちろん制度を利用せずに72歳の時点で繰下げ受給を行った場合は、7年分増額された年金(0.7%×84か月=58.8%)を72歳から一生涯受給することが可能になります。

この制度を活用することで、70歳を過ぎたときに急にお金が必要になり年金を受給したくなった時に、70歳であれば65歳で受け取るときと同額の年金ですが、71歳以降であれば最低でも66歳からの1年分(0.7×12か月=8.4%)増額した年金が期待できます。自分らしいセカンドライフを送るためにも、年金制度を学び自分に合った選択肢を検討してみませんか。

教えて先生!

健康講座



今月のテーマ

小児の食物アレルギー

今月の先生紹介

寺本 貴英 氏
各務原市 寺本こどもクリニック 院長



食物アレルギーとは

食物アレルギーは、ある特定の食べ物を食べた後にアレルギー反応があらわれる疾患です。食物アレルギーの原因となる物質であるアレルゲンは、主に食べ物に含まれるタンパク質で、乳幼児期には鶏卵や牛乳、小麦などが、学童期以降では甲殻類や果物、そば、魚類、ピーナッツなどのように、加齢に伴って食物アレルギーの原因が変わっていくという特徴があります。こどもの頃の食物アレルギーは、多くが成長に伴い徐々に原因食物が食べられるようになります。これを「耐性獲得」といいます。

症状

症状は以下に示すような多彩な症状があります。

- 皮膚症状: かゆみ、じんましん、むくみ、発赤、湿疹など
- 呼吸器症状: くしゃみ、鼻水、鼻づまり、咳、息苦しさ、ぜん鳴など
- 粘膜症状: 目の充血や腫れ、涙、かゆみなど、口の中や唇・舌の違和感など
- 消化器症状: 下痢、吐き気・嘔吐など
- 神経症状: 頭痛、元気がなくなる、意識もうろうになるなど

診断方法

診断は、詳細な病歴の聴取や血液検査(アレルゲン特異的IgE検査)や皮膚プリックテストを参考に、食物経口

負荷試験で確定診断を行います。食物経口負荷試験は、患者さんに対して実際に疑われる食べ物を食べてもらい、アレルギー症状が誘発されるか診る検査です。アナフィラキシーなど重篤な症状を誘発する危険があるため、緊急対応が可能な態勢で実施します。

治療方針および対応

食物アレルギーの治療は、除去食療法を主とする食事療法と症状出現時の対症療法より成ります。必要最小限の食品除去を基本とし、正しいアレルゲン診断に基づいて、アレルゲンを含む食品の摂取回避(アレルゲン除去食)をすることが最も合理的かつ有効な治療です。必要最小限の食品除去からスタートし、医師の指導のもとに安全に「食べること」ができる食品を増やしていくことを目指します。また一度アレルギーと診断された食べ物でも耐性獲得がおこって食べることができるようになっていくことがあるので、食べることができるようになれば除去解除していくことも必要です。

しかし、誤食などにより症状が出たときにはあらかじめ処方されている内服薬(抗ヒスタミン剤など)をすみやかに内服します。さらにアナフィラキシーといった重い症状を認めた場合はアドレナリン自己注射薬(エピペン)を使用します。この薬はアナフィラキシーに対して最も有効な薬剤ですが、効果の持続は30分程度です。エピペンを筋肉内注射すると同時に救急車を要請し、最寄りの医療機関を受診することを勧めます。

最後に食物アレルギーのために保育所や幼稚園や学校での給食やおやつの際に、配慮が必要なお子さんは主治医の先生に管理表(除去すべき食べ物や、症状出現時の対応などを記入した用紙)を記入してもらい、お子さんの食物アレルギーの情報を保育・教育の場でも共有するようにしてください。

2022年度 | 第11回 理事会 だより (4/12)

1 3月期決算について承認しました

2022年度決算(下記)は第12回理事会(5月10日)で承認しました。

単位: 百万円

3月度事業結果	3月実績	予算差	累計実績	予算差
商品の供給高	2,066	-69	27,892	-1
総事業高	2,156	-69	28,836	-0.4
事業経費	496	-16	6,187	-81
経常剰余金	48	12	731	154
当期剰余金	33	42	574	203

組合員数 255,611名 計画比 99.3% (加入662名)
出資金 48億641万円 一人当り出資金 18,803円

2 美濃加茂市 乳幼児おむつ等支給業務の受託について

美濃加茂市よりおむつ配送業務を受託しました。「乳児健康診査」、「1歳6か月児健康診査」を受診された世帯を対象に、おむつ等の子育て用品をコープぎふの女性職員が宅配します。配達時には子育て家庭への声かけや見守りを行い、子育ての不安等をお聴きします。4月11日より受付、配達を開始しました。

DEKO5月号「理事会だより」にて、記載に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

4) 笠松町との「災害時における生活物資供給に関する協定書」締結について 本文1行目 【誤】3月7日に大野町と 【正】3月7日に笠松町と

3 第25回通常総代会の運営について

第25回通常総代会の開催に向けて、当日の運営方法について承認されました。

- ①5月8日、新型コロナウイルス感染症の「2類相当から5類への移行」を受けて、国や行政の方針や、情勢にそった安全対策・対応にて開催します。
- ②総代会に参加して良かったと思っただけのような開催を目指します。
- ③総代を担われている組合員の心情に寄り添った対応、運営を行います。第25回通常総代会は2023年6月13日(火)に開催します。

4 恵那ひかりの商品名変更について

長年、地場地元のコシヒカリとしてご愛顧いただいていた「恵那ひかり」の名称が変更となります。5月4週(21号)より商品名は「岐阜のこしヒカリ」となります。なお、お米を生産する産地及び栽培方法に変更はありません。また、価格の変更もありません。



わたしのひとこと

コロナで開催が見合わされていた五穀豊穡を願う祭り『杵振り踊り』(岐阜県重要無形民俗文化財)が、4月に行われました。4年ぶりなので、すごく新鮮に感じられとても楽しかったです。(中津川市 田口さん)

マスクをはずしてもよくなったけど、いつからはずすか? どこではずすか? (各務原市 すみれさん)



わたしのひとこと